



金 沢 市 公 報

第 3 0 0 2 号

令和2年(2020年)4月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○平成28年告示第91号(金沢市体育施設の指定 管理者の指定について)の変更について (スポーツ振興課)	2
○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	2
○道路の供用の開始について (道路管理課)	2

● 公 告	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について (都市計画課)	2
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	3
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (")	3
○開発行為に関する工事の完了について (")	3
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	3
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	4

告 示

●金沢市告示第147号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
古府3丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台
此花町地内	自 転 車	2台
千日町地内	自 転 車	2台
西念3丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	3台
広岡3丁目地内	自 転 車	1台
松村5丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和2年3月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和2年4月13日から同年10月12日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第148号

平成28年告示第91号（金沢市体育施設の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市営浅野運動広場	指定の期間	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日

●金沢市告示第149号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和2年7月1日から適用します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表上荒屋住宅の項中「248戸」を「247戸」に、「10戸」を「11戸」に改め、同表額新町住宅の項中「44戸」を「43戸」に、「116戸」を「117戸」に改め、同表緑住宅の項中「775戸」を「773戸」に、「160戸」を「162戸」に改める。

●金沢市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年4月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
小 坂 66号	百 坂 町 口 119番 2先から	令和2年4月13日
百 坂 町 線	百 坂 町 口 59番 1先まで	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・5・5号小立野線	石川県	平成26年3月28日から 令和9年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第313号	令和元年11月27日	金沢市尾張町2丁目654番2	11.88	22.0
第286号	令和2年3月18日	金沢市押野1丁目179番3、180番1及び181番2先	21.45	34.60

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第636号	令和2年4月1日	金沢市泉2丁目621番2先から626番6先まで	4.6	57.3
第360号	令和2年4月1日	金沢市泉本町1丁目102番1先から102番3先まで	4.6	34.36

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年4月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市二日市町ト61番の一部	金沢市二日市町ト61番地 山口 貴裕

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和元年12月1日から令和2年2月29日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,910円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 52,620円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 53,140円
- 2 原料価格変動額 36,300円
算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 53,140円(1トン当たり平均原料価格) = 36,300円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 36,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、令和2年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.77円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年12月1日から令和2年2月29日までの平均原料価格
1トン当たり 52,620円
- 2 原料価格変動額 33,700円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 52,620円(1トン当たり平均原料価格) = 33,700円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 33,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、令和2年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から68.75円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和2年(2020年)4月13日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)4月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄